

# 那 霸 市 公 報

第 1 7 9 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 条 例 ◇

○那 霸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (法 制 契 約 課) …… 1407

### ◇ 告 示 ◇

○令 和 3 年 (2021 年) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課) …… 1410

○令 和 3 年 (2021 年) 8 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示 に つ い て (総 務 課) …… 1411

### ◇ 公 告 ◇

○個 人 情 報 業 務 届 出 書 の 公 表 に つ い て (法 制 契 約 課) …… 1411

○保 有 個 人 情 報 目 的 外 利 用 ・ 提 供 届 出 書 の 公 表 に つ い て (法 制 契 約 課) …… 1414

### ◇ 消 防 局 訓 令 ◇

○那 霸 市 火 災 調 査 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 …… 1416

○那 霸 市 危 険 物 流 出 等 の 事 故 の 調 査 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 …… 1418

○那 霸 市 消 防 同 意 等 事 務 処 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 …… 1420

○那 霸 市 火 災 予 防 査 察 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 …… 1422

### ◇ 上 下 水 道 局 告 示 ◇

○那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 異 動 に つ い て …… 1424

○那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 異 動 に つ い て …… 1425

---

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	1426
-----------------------------	------

### ◇教育委員会規則◇

○那覇市就学援助規則の一部を改正する規則……………	1427
○那覇市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則……………	1429

### ◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について……………	1435
---------------------------	------

### ◇正 誤◇

○那覇市公報第1788号の正誤 (監査委員事務局) ……………	1436
○那覇市公報第1792号の正誤 (監査委員事務局) ……………	1436

**条 例**

那覇市条例第48号  
令和3年8月17日  
公 布 済

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 実施機関は、保有特定個人情報を提供するとき(番号法第19条第14号に該当する場合のうち本人の同意を得ることが困難であるときに限る。)は、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、番号法第19条第12号から第15号までに該当する場合(同条第15号に該当する場合にあつては、規則で定める場合を除く。)において、保有特定個人情報を提供するときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 実施機関は、保有特定個人情報を提供するとき(番号法第19条第15号に該当する場合のうち本人の同意を得ることが困難であるときに限る。)は、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、番号法第19条第13号から第16号までに該当する場合(同条第16号に該当する場合にあつては、規則で定める場合を除く。)において、保有特定個人情報を提供するときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>4 [略]</p>
<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第9条の4 番号法第19条第10号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第9条の4 番号法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(決定後の手続)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 実施機関は、前項の措置をとった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。ただし、実施機関が必要がないと認める</p>	<p>(決定後の手続)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

<p>場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 情報提供等記録の訂正 <u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号の情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 情報提供等記録の訂正 <u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号の情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。)</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

## 付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 265 号  
令和 3 年 8 月 5 日  
掲 示 済

令和 3 年 (2021 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について

令和 3 年 (2021 年) 8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 1 招 集 の 日   | 令和 3 年 8 月 13 日 (金)   |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場               |
| 3 付 議 事 件 名 |                       |
| (1)         | 議長の選挙                 |
| (2)         | 副議長の選挙                |
| (3)         | 南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙   |
| (4)         | 那覇港管理組合議会議員の選挙        |
| (5)         | 那覇市・南風原町環境施設組合議会議員の選挙 |
| (6)         | 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |

那 霸 市 告 示 第 272 号  
令 和 3 年 8 月 11 日  
掲 示 済

令和 3 年 (2021 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の 追 加 告 示 に つ い て

令和 3 年 (2021 年) 8 月那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 付 議 事 件 に 次 の 事 件 を 追 加 す る。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名  
那 霸 市 監 査 委 員 の 選 任 に つ い て

---

---

公 告

---

---

那 霸 市 公 告 第 240 号  
令 和 3 年 8 月 16 日  
掲 示 済

個 人 情 報 業 務 届 出 書 の 公 表 に つ い て

那 霸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 5 項 及 び 同 施 行 規 則 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、個 人 情 報 業 務 届 出 書 を 別 紙 の と お り 公 表 す る。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 8 月 16 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 福祉政策課 電話 098-862-9002			
個人情報管理責任者	福祉政策課長			
業務の名称	社会福祉法人等指導監査業務			
業務の目的	那覇市社会福祉法人等指導監査要綱に基づき指導監査を実施することにより、社会福祉法人及び施設等の運営の適正化を図る			
個人情報の対象者	社会福祉法人役員及び施設職員、行政職員			
業務の開始年月日	平成25年4月1日			
個人情報の記録の内容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input checked="" type="checkbox"/> その他(経験年数)	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他( )
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 休暇 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・ <b>法</b> 令等・ <b>公</b> 知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(監査時、是正改善報告時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考	指導監査事業が開始されたときに届出をしていなかったため、事後届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和 3 年 7 月 27 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	経済観光部 なはまち振興課 電話 863-1750		
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和3年7月31日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業 令和2年9月1日		
廃止又は変更の 理 由	当事業は沖縄県の休業等要請に伴う協力金の給付について、上乗せ給付を行うものである。市が対象とする県要請期間についての上乗せ給付について、申請があった分についての事業者への支給を終え、今後は上乗せ給付をする予定がないことから、廃止とするものである。		
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 241 号  
令和 3 年 8 月 16 日  
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用 **提供**)届出書

令和 3 年 8 月 10 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県 保健医療部 感染症対策課
業務の名称	緊急事態措置に係る那覇市内の飲食店営業等の情報提供		
利用の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和3年8月6日 <input type="checkbox"/> 随時(                      )		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	市内で営業する飲食店営業(簡易営業、自動車営業を除く)の情報(営業所名称、営業所所在地、営業の種類、許可番号、申請者名、代表者役職、代表者名、申請者住所)		
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項I) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理由	沖縄県における新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項に違反している施設に対する同法第79条の規定に基づく事務に係る照会のため、当該情報の提供を行う。		
届出担当部課	健康部 生活衛生課	電話	098-853-7963

---

---

**消防局訓令**

---

---

那覇市消防局訓令第 8 号  
令和 3 年 8 月 13 日  
公 表 済

那覇市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局  
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市火災調査規程の一部を改正する訓令

那覇市火災調査規程(平成26年那覇市消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第6号様式(表) [略] <div style="text-align: right;">氏名 (印)</div> [略] 第10号様式 [略] <div style="text-align: right;">氏名 (印)</div> [略] 第13号様式 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         [略]  <div style="text-align: right;">氏名 (印)</div>                         [略]  <div style="text-align: right;">氏名 (印)</div>                         [略]                     </div> [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         [略]  <div style="text-align: right;">申請者氏名 (印)</div> </div> [略] 第14号様式 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         [略]  <div style="text-align: right;">氏名 (印)</div>                         [略]                     </div>	第6号様式(表) [略] <div style="text-align: right;">氏名</div> [略] 第10号様式 [略] <div style="text-align: right;">氏名</div> [略] 第13号様式 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         [略]  <div style="text-align: right;">氏名</div>                         [略]  <div style="text-align: right;">氏名</div>                         [略]                     </div> [略] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         [略]  <div style="text-align: right;">申請者氏名</div> </div> [略] 第14号様式 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         [略]  <div style="text-align: right;">氏名</div>                         [略]                     </div>
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

- この訓令は、公布の日から施行する。

那覇市消防局訓令第9号  
令和3年8月13日  
公 表 濟

那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局  
局 長 島 袋 弘 樹

## 那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程(平成22年消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5号様式(第13条関係) [略] 氏名 [略] 氏名	第5号様式(第13条関係) [略] 氏名 [略] 氏名
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

## 付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

那霸市消防局訓令第 10 号  
令和 3 年 8 月 13 日  
公 表 濟

那霸市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 消 防 局  
局 長 島 袋 弘 樹



## 那覇市消防同意等事務処理規程の一部を改正する訓令

那覇市消防同意等事務処理規程(令和2年那覇市消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第16号様式(第25条関係) [略] 氏名 (印) [略] [略] [略]	第16号様式(第25条関係) [略] 氏名 [略] [略] [略]
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

## 付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

那霸市消防局訓令第 11 号  
令和 3 年 8 月 13 日  
公 表 濟

那霸市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 霸 市 消 防 局  
局 長 島 袋 弘 樹

## 那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令について

那覇市火災予防査察規程(平成31年那覇市消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4号様式(第16条関係)	第4号様式(第16条関係)
[略] [略] 氏名 [略] [略]	[略] [略] 氏名 [略] [略]
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

## 付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

---

---

**上下水道局告示**

---

---

那覇市上下水道局告示第 17 号  
令和 3 年 8 月 2 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 115 号
指定工事店名	株式会社金吉設備工業
営業所所在地	沖縄県那覇市田原四丁目 5 番 2 号
代表者氏名	喜屋武 護
有効期間	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 3 年 7 月 16 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 18 号  
令 和 3 年 8 月 2 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 120 号
指定工事店名	株式会社和高建設工業
営業所所在地	沖縄県那覇市田原四丁目 5 番 2 号
代表者氏名	喜屋武 護
有効期間	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 3 年 7 月 16 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 19 号  
令 和 3 年 8 月 16 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 540 号
指定工事店名	株式会社美光設備
営業所所在地	沖縄県中頭郡西原町字徳佐田117番地 1
代表者氏名	美里 忠信
有効期間	自 令和 3 年 8 月 12 日 至 令和 8 年 3 月 31 日

## **教育委員会規則**

那 霸 市 教 育 委 員 会 規 則 第 5 号  
令 和 3 年 9 月 1 日

那 霸 市 就 学 援 助 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 次 の よ う に 定 め る。

那 霸 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 山 城 良 嗣

## 那覇市就学援助規則の一部を改正する規則

那覇市就学援助規則(平成17年那覇市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(就学援助の費目等)</p> <p>第4条 就学援助の費目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 医療費</p> <p>(10)～(11) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する要保護者で、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けているものに対する就学援助の費目は、<u>前項第6号及び第9号に規定するものに限るものとする。</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>(就学援助の費目等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9)～(10) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する要保護者で、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けているものに対する就学援助の費目は、<u>前項第6号に掲げるものに限るものとする。</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>	

## 付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



那覇市教育委員会規則第 6 号  
令 和 3 年 9 月 1 日

那覇市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 山 城 良 嗣

那覇市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市文化財保護条例施行規則(昭和51年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>第1号様式</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 殿 [略] 氏名 (印) [略]</p> <p style="text-align: right;">(B5縦長)</p> </div>	<p><u>第1号様式(第2条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 宛 [略] 氏名 [略]</p> </div>
<p><u>第2号様式</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 殿 [略] 氏名 (印) [略]</p> <p style="text-align: right;">(B5縦長)</p> </div>	<p><u>第2号様式(第3条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 宛 [略] 氏名 [略]</p> </div>
<p><u>第3号様式</u> [略]</p>	<p><u>第3号様式(第4条関係)</u> [略]</p>
<p><u>第4号様式</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 殿 [略] 氏名 (印) [略]</p> <p style="text-align: right;">(B5縦長)</p> </div>	<p><u>第4号様式(第5条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 宛 [略] 氏名 [略]</p> </div>
<p><u>第5号様式</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 殿 [略] 氏名 (印) [略]</p> <p style="text-align: right;">(B5縦長)</p> </div>	<p><u>第5号様式(第6条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 宛 [略] 氏名 [略]</p> </div>
<p><u>第6号様式</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 殿 [略] 氏名 (印)</p> </div>	<p><u>第6号様式(第7条関係)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市教育委員会 宛 [略] 氏名</p> </div>

[略]  
(B5縦長)

第7号様式

[略] 那覇市教育委員会 殿  
[略] 氏名 (印)  
[略]  
(B5縦長)

第8号様式

[略] 那覇市教育委員会 殿  
[略] 氏名 (印)  
[略]  
(B5縦長)

第9号様式

[略] 那覇市教育委員会 殿  
[略] 氏名 (印)  
[略]  
(B5縦長)

第10号様式

[略] 那覇市教育委員会 殿  
[略] 氏名 (印)  
[略]  
(B5縦長)

第11号様式

[略] 那覇市教育委員会 殿  
[略] 氏名 (印)  
[略]  
(B5縦長)

第12号様式

[略] 那覇市教育委員会 殿  
[略]

[略]

第7号様式(第7条関係)

[略] 那覇市教育委員会 宛  
[略] 氏名  
[略]

第8号様式(第8条関係)

[略] 那覇市教育委員会 宛  
[略] 氏名  
[略]

第9号様式(第9条関係)

[略] 那覇市教育委員会 宛  
[略] 氏名  
[略]

第10号様式(第12条関係)

[略] 那覇市教育委員会 宛  
[略] 氏名  
[略]

第11号様式(第12条関係)

[略] 那覇市教育委員会 宛  
[略] 氏名  
[略]

第12号様式(第14条関係)

[略] 那覇市教育委員会 宛  
[略]

氏名 (印)
[略]
(B5縦長)
<u>第13号様式</u>
[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
(B5縦長)
<u>第14号様式</u>
[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
(B5縦長)
<u>第15号様式</u>
[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]
(B5縦長)
<u>第16号様式</u> [略]
<u>第17号様式</u>
[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]
(B5縦長)
<u>第18号様式</u>
[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]
(B5縦長)
<u>第19号様式</u>
[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]

氏名
[略]
<u>第13号様式(第16条関係)</u>
[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
<u>第14号様式(第17条関係)</u>
[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
<u>第15号様式(第20条関係)</u>
[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]
<u>第16号様式(第21条関係)</u> [略]
<u>第17号様式(第21条関係)</u>
[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]
<u>第18号様式(第22条関係)</u>
[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]
<u>第19号様式(第22条関係)</u>
[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]

(B5縦長)

第20号様式

[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]

(B5縦長)

第21号様式

[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]

(B5縦長)

第22号様式

[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]

(B5縦長)

第23号様式

[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]

(B5縦長)

第24号様式

[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]

(B5縦長)

第25号様式

[略]
那覇市教育委員会 殿
[略]
氏名 (印)
[略]

第20号様式(第22条関係)

[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]

第21号様式(第23条関係)

[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]

第22号様式(第26条関係)

[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]

第23号様式(第28条関係)

[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]

第24号様式(第29条関係)

[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]

第25号様式(第29条関係)

[略]
那覇市教育委員会 宛
[略]
氏名
[略]

[略]	[略]
(B5縦長)	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li><li>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li></ol>	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**監査委員告示**

那 覇 市 監 査 委 員 告 示 第 1 号  
令 和 3 年 8 月 1 9 日  
掲 示 済

那 覇 市 監 査 委 員 宮 城 哲  
同 城 間 貞  
同 奥 間 亮

## 包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

## 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
友利 健太	
原田 泰人	
高塚 千恵子	

## 2 監査の事務を補助できる期間

令和3年8月11日から令和4年3月31日まで

**正 誤**

## ○那覇市公報第1788号の正誤

2021 (令和 3) 年 5 月 17 日 付 け 那 覇 市 公 報 第 1788 号 の 監 査 委 員 公 表 に つ い て、 次 の と お り 訂 正 す る。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1095	上から 2 行目	那監公表第 2 号	那監公表第 3 号

## ○那覇市公報第1792号の正誤

2021 (令和 3) 年 7 月 15 日 付 け 那 覇 市 公 報 第 1792 号 の 監 査 委 員 公 表 に つ い て、 次 の と お り 訂 正 す る。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1300	上から 2 行目	那監公表第 3 号	那監公表第 4 号